



PRESS RELEASE



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

東京都台東区蔵前1丁目5番1号
株式会社 カーチスホールディングス
代表執行役社長 富田 圭潤
(コード番号 7 6 0 2 東証第 2 部)
執行役 高田 知行
電話番号：03 - 5825 - 5075

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 28 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 会社法の一部を改正する法律（以下「改正会社法」という。）の施行に伴う改定

平成 27 年 5 月 1 日をもって改正会社法が施行された事に伴い、現行定款第 4 条の「委員会設置会社」の表記を「指名委員会等設置会社」に変更するとともに、業務執行を行わない取締役との間の責任限定契約の締結が可能となったことから、その期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第 36 条 2 項の一部を変更するものとなります。

なお、現行定款第 36 条 2 項の変更につきましては全監査委員の同意を得ております。

(2) 役付執行役に係る改定

今後の事業拡大に備え、執行役副会長の員数を現行の「1 名」より「若干名」へと変更することを目的として、現行定款第 34 条を変更いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 章 総 則 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)

<p>第 4 条 当社は、<u>委員会設置会社</u>として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、報酬委員会、指名委員会、監査委員会、執行役及び会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条～第 3 3 条（条文省略）</p> <p>（代表執行役及び役付執行役）</p> <p>第 3 4 条 取締役会は、当社の代表執行役を 3 名以内で選定するものとする。</p> <p>2 取締役会の決議により、執行役会長、<u>執行役副会長</u>、及び執行役社長を各 1 名、並びに副社長執行役、専務執行役、及び常務執行役を若干名選定することができる。</p> <p>第 3 5 条（条文省略）</p> <p>第 7 章 取締役及び執行役の責任免除</p> <p>（損害賠償の一部免除）</p> <p>第 3 6 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は、法令で定める金額とする。</p>	<p>第 4 条 当社は、<u>指名委員会等設置会社</u>として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、報酬委員会、指名委員会、監査委員会、執行役及び会計監査人を置く。</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（代表執行役及び役付執行役）</p> <p>第 3 4 条 取締役会は、当社の代表執行役を 3 名以内で選定するものとする。</p> <p>2 取締役会の決議により、執行役会長及び執行役社長を各 1 名、並びに<u>執行役副会長</u>、副社長執行役、専務執行役、及び常務執行役を若干名選定することができる。</p> <p>（現行どおり）</p> <p>第 7 章 取締役及び執行役の責任免除</p> <p>（損害賠償の一部免除）</p> <p>第 3 6 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その損害賠償責任の限度額は、法令で定める金額とする。</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（予定）

以 上